

初吹住宅建築工事(第3工区)

図面目録

N0.	図面名称	縮尺	N0.	図面名称	縮尺	N0.	図面名称	縮尺	N0.	図面名称	縮尺
0	表紙・図面目録		A-	22 2DK 平面詳細図	S=1:50	S-	1 配筋基準図(1)		EX-	3 外構計画平面図(排水)	S=1:200
				23 2DK 展開図(1)	S=1:50		2 配筋基準図(2)			4 敷地断面図(1)	S=1:200
A-	A 建築工事特記仕様書1/10			24 2DK 展開図(2)	S=1:50		3 配筋基準図(3)			5 敷地断面図(2)	S=1:200
	B 建築工事特記仕様書2/10			25 2DK 建具表	S=1:50		4 配筋基準図(4)			6 敷地断面図(3)	S=1:200
	C 建築工事特記仕様書3/10			26 2DKS 平面詳細図	S=1:50		5 配筋基準図(5)			7 外構詳細図_1(住棟廻りスロープ)	S=1:20他
	D 建築工事特記仕様書4/10			27 2DKS 展開図(1)	S=1:50		6 配筋基準図(6)			8 外構詳細図_2(ゴミ置場・消防用活動空地廻り)	S=1:20他
	E 建築工事特記仕様書5/10			28 2DKS 展開図(2)	S=1:50		7 配筋基準図(7)			9 外構詳細図_3(受水橋廻り)	S=1:20他
	F 建築工事特記仕様書6/10			29 2DKS 建具表	S=1:50		8 配筋基準図(8)			10 外構部分詳細図(1)	S=1:20他
	G 建築工事特記仕様書7/10			30 3DK 平面詳細図	S=1:50		9 配筋基準図(9)			11 外構部分詳細図(2)	S=1:20他
	H 建築工事特記仕様書8/10			31 3DK 展開図(1)	S=1:50		10 使用材料・ポーリング柱状図			12 外構部分詳細図(3)	S=1:30他
	I 建築工事特記仕様書9/10			32 3DK 展開図(2)	S=1:50		11 1階梁伏図・基礎伏図・杭伏図	S=1:200		13 外構部分詳細図(4)	S=1:20他
	J 建築工事特記仕様書10/10			33 3DK 建具表	S=1:50		12 2階・3階 梁伏図	S=1:200		14 外構部分詳細図(5)	S=1:10他
				34 部分詳細図(1)	S=1:50・20他		13 4階・5階・6階・7階・R階 梁伏図	S=1:200		15 外構部分詳細図(6)	S=1:50
				35 部分詳細図(2)	S=1:20・10他		14 軸組図	S=1:200		16 乗り入れ等敷地外工事(1)	S=1:200他
A-	1 付近見取図・全体配置計画図	S=1:2500・300		36 部分詳細図(3)	S=1:10・5他		15 基礎配筋詳細図	S=1:50		17 乗り入れ等敷地外工事(2)	S=1:50他
	2 配置平面図	S=1:200		37 部分詳細図(4)	S=1:50・30他		16 大梁・地中梁・小梁リスト 柱リスト	S=1:50		18 (参考図)駐輪場(1)	S=1:30他
	3 現況配置平面図及び仮設図	S=1:200		38 2DK 内装平面詳細図	S=1:10		17 スラプリスト・壁リスト	S=1:50		19 (参考図)駐輪場(2)	S=1:30他
	4 敷地求積図	S=1:400		39 2DKS 内装平面詳細図	S=1:10		18 架構配筋詳細図	S=1:50			
	5 面積表(建築基準法)	S=1:200		40 3DK 内装平面詳細図	S=1:10		19 雑配筋図	S=1:30			
	6 面積表(公営住宅法)	S=1:200		41 内装断面詳細図(1)	S=1:10		20 中空スラブ標準仕様書				
	7 仕上表(1)			42 内装断面詳細図(2)	S=1:10		21 2階~7階 中空スラブ伏図	S=1:150	K-	A 取壊し工事特記仕様書1/3	
	8 仕上表(2)			43 内装断面詳細図(3)	S=1:10		22 中空スラプリスト・施工断面図・補強要領・断面配筋図	S=1:30		B 取壊し工事特記仕様書2/3	
	9 1・2・3階 平面図	S=1:200		44 内装断面詳細図(4)	S=1:10他		23 高強度せん断補強筋施工仕様書			C 取壊し工事特記仕様書3/3	
	10 4・5・6・7・R階 平面図	S=1:200		45 内装床・床下地伏図	S=1:50		24 セメントミルクを用いた機械式攪拌深層混合処理工法特記仕様書				
	11 詳細図・住棟下_ビット平面図	S=1:200・20他		46 内装天井・天井下地伏図	S=1:50				K-	1 既設集会所取壊し配置図・特記事項	S=1:500
	12 立面図(1)	S=1:200		47 内装基本パネル標準図	S=1:40					2 (既設集会所廻り)撤去配置平面図	S=1:200
	13 立面図(2)・断面図	S=1:200		48 断熱材仕様図	S=1:100					3 (既設集会所)撤去建物図1	S=1:50
	14 1階~7階天井伏図	S=1:200		49 既設杭撤去平面図	S=1:200	EX-	A 外構工事特記仕様書1/5			4 (既設集会所)撤去建物図2	S=1:100他
	15 短計図	S=1:50		50 (参考図)全体配置平面図(3工区+4工区)	S=1:300		B 外構工事特記仕様書2/5			5 (既設集会所廻り)取壊し後配置平面図	S=1:200他
	16 断面詳細図	S=1:20					C 外構工事特記仕様書3/5			6 既設集会所電気設備撤去配置図	S=1:400
	17 中央EV廻り平面詳細図	S=1:50					D 外構工事特記仕様書4/5			7 既設集会所給水設備撤去配置図	S=1:400
	18 中央EV廻り断面詳細図	S=1:50					E 外構工事特記仕様書5/5			8 既設集会所排水設備撤去配置図	S=1:400
	19 東側階段廻り平面詳細図	S=1:50								9 既設集会所ガス設備撤去配置図	S=1:400
	20 西側階段廻り平面詳細図	S=1:50				EX-	1 外構計画平面図(舗装)	S=1:200			
	21 東西階段廻り断面詳細図	S=1:50					2 外構計画平面図(施設)	S=1:200			

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J00730

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項																																																																																																																																																																																								
【建築工事】	■ 1章 一般共通事項■																																																																																																																																																																																								
1.1.1 適用範囲	<p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準</p> <p>5) 愛知県建築工事情質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 設計図書は優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書（2）から5）に対するもの）</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>																																																																																																																																																																																								
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																								
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																								
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事区分</th> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>築</th> <th>気</th> <th>水</th> <th>ス</th> <th>構</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水用基礎</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>縦樋（横引き管共）</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キャビネット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリーブ</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ構造体補強</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリーブ防水処理</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽（高架、受水）架台</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴明け及び穴埋め工事</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*1</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事（建築）*2</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>*1：昇降路築造工事、各階出入口の穴明け明け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>*2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ビット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	工事区分	建	電	給	ガ	外	汚	項目		築	気	水	ス	構	水	機械用基礎		※					※	排水用基礎		※		※		※	※	縦樋（横引き管共）		※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン		※					※	照明器具穴明及び補強		※						化粧キャビネット				※				クーラー用スリーブ		※						居室・浴室・換気レジスター		※						杭頭処理及び補強		※						設備スリーブ箱入			※	※	※		※	設備スリーブ構造体補強		※					※	設備スリーブ防水処理		※					※	水槽（高架、受水）架台		※		※			※	設備関係取合せ部内装穴開		※	※	※	※		※	機械室床の穴明け及び穴埋め工事		※					※	液面電極棒フロートスイッチ					※			同上用リレー及び盤			※					水道用集中検診配管配線					※			同上結線及び調整					※			エレベーター関連工事（建築）*1		※						エレベーター関連工事（建築）*2			※				
項目	工事区分	建	電	給	ガ	外	汚																																																																																																																																																																																		
項目		築	気	水	ス	構	水																																																																																																																																																																																		
機械用基礎		※					※																																																																																																																																																																																		
排水用基礎		※		※		※	※																																																																																																																																																																																		
縦樋（横引き管共）		※					※																																																																																																																																																																																		
フロアードレイン・ルーフドレイン		※					※																																																																																																																																																																																		
照明器具穴明及び補強		※																																																																																																																																																																																							
化粧キャビネット				※																																																																																																																																																																																					
クーラー用スリーブ		※																																																																																																																																																																																							
居室・浴室・換気レジスター		※																																																																																																																																																																																							
杭頭処理及び補強		※																																																																																																																																																																																							
設備スリーブ箱入			※	※	※		※																																																																																																																																																																																		
設備スリーブ構造体補強		※					※																																																																																																																																																																																		
設備スリーブ防水処理		※					※																																																																																																																																																																																		
水槽（高架、受水）架台		※		※			※																																																																																																																																																																																		
設備関係取合せ部内装穴開		※	※	※	※		※																																																																																																																																																																																		
機械室床の穴明け及び穴埋め工事		※					※																																																																																																																																																																																		
液面電極棒フロートスイッチ					※																																																																																																																																																																																				
同上用リレー及び盤			※																																																																																																																																																																																						
水道用集中検診配管配線					※																																																																																																																																																																																				
同上結線及び調整					※																																																																																																																																																																																				
エレベーター関連工事（建築）*1		※																																																																																																																																																																																							
エレベーター関連工事（建築）*2			※																																																																																																																																																																																						
1.1.8 疑義に対する協議等	<p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日改正）に定めるところによる。（http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/H28sekkeihenkouyouryou.pdf）</p>																																																																																																																																																																																								
<工事関係図書>																																																																																																																																																																																									
1.2.1 実施工程表	* 概成工期： ・有（ 年 月 日） ※ 無																																																																																																																																																																																								
1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡（平成22年7月6日）の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。（平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知）																																																																																																																																																																																								
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類と同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠へい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名（工事名）、名称（工程）、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>																																																																																																																																																																																								

項目	特記事項														
<工事現場管理>															
1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）によるものとする。														
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・適用する ※適用しない														
1.3.5 施工条件	<p>* 施工時間 時間制限： ・無 ※有（ 午前8時から午後5時 ）</p> <p>* 部位別の施工順序： ※無 ○有（ 図面による ）</p> <p>* 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有（ 図面による ） ・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限： ※有（ 図面による ） ・無</p> <p>* その他：（ ）</p>														
1.3.11 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料</p> <p>特別管理産業廃棄物： ・有（処理方法： ） ※ 無</p> <p>現場において再利用を図るもの：</p>														
引渡し等	<p>* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。</p> <p>* 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。</p> <p>昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング</p> <p>平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外）</p> <p>上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p>														
建設副産物	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html）に基づき適正に行う。</p> <p>2. 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。</p> <p>1)再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1)</p> <p>2)再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2)</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p>														
再資源化	<p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。</p> <p>※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ）</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。</p> <p>・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html、CREDAS打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html、再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gi_jyutsu/kentiku-tebiki290401.pdf、その他提出書類の様式等 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</p>														
撤去時等のフロン等の取扱分別収集 非飛散アスベスト処分	<p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。</p> <p>* 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。</p> <p>* 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ）</p>														
<材 料>															
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（ http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/000009402.html を参照）別記2（2.4）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。														
1.4.2 材料の品質等	<p>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</p> <p>* 本工事において愛知県内で算出された木材（愛知県内で算出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。）を使用する場合は、以下による。</p> <p>・県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。</p> <p>・内装パネル工事における床・壁の下地材、パッキン材</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者（以下、単に「認定事業者」という）が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。</p> <p>・受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等（図一1）が明記された出荷伝票等により行う。</p> <p>・受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ（http://www.aichi-wood.com/index.html）にて公表される認定事業者一覧により行う。</p>														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 河合建築設計事務所</td> <td colspan="2">初吹住宅建築工事(第3工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 A A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印</td> <td colspan="2">縮尺 建築工事特記仕様書1/10</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H29年2月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事(第3工区)		図面番号 A A	一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印		縮尺 建築工事特記仕様書1/10		検 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事(第3工区)		図面番号 A A											
一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印		縮尺 建築工事特記仕様書1/10													
検 図	製 図	設 計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課												

